

第 15 回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会 議事要旨

1 開催日 令和 3 年 10 月 11 日（月） 10：00～12：00

2 場 所 ウェブ会議により実施

3 出席者

(外部有識者)

上野 仁（摂南大学 教授）

大藤 さとこ（大阪市立大学大学院医学研究科 准教授）

杉本 久未子（元大阪人間科学大学大学院 人間科学研究科 特任教授）

中地 重晴（熊本学園大学 教授）

水谷 聡（大阪市立大学大学院 工学研究科 准教授）

岩井 政人（此花区地域振興会 副会長）

(環境省)

神谷 洋一 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 課長

切川 卓也 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 課長補佐

(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)

足立 晃一 PCB 処理事業部長

瀧口 博明 PCB 処理事業部長（特命業務担当）

柳田 貴広 PCB 処理事業部次長兼事業企画課長

安井 仁司 大阪 PCB 処理事業所 所長

中野 哲也 大阪 PCB 処理事業所 副所長

河野 清 大阪 PCB 処理事業所 運転管理課長

有門 貴 大阪 PCB 処理事業所 安全対策課長

桑原 昇 大阪 PCB 処理事業所 営業課長

(大阪市環境局)

松井環境管理部長、谷野産業廃棄物規制担当課長、棚橋産業廃棄物規制担当課長代理

(部会構成員)

別紙「第 15 回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会出席者名簿」参照

4 議 題

① 大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について

② 環境モニタリング調査について

③ 高濃度 PCB 廃棄物の今後の処理方針及び PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組

④ その他

5 議事要旨

- ①中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）から大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について（資料 1－1）、大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて（資料 1－2）説明があり、次の意見等があった。

〈意見等の概要〉

（外部有識者） 2 件あって、1 ページの表の 1 の年度別搬入実績の件ですけれども、コンデンサー類、99%まで進んでいます、大阪府、大阪府が足を引っ張っていったような形になっているので、この辺どうということなのかということを少し説明していただきたいというのが 1 点と、2 点目は 5 ページの表の 6、運転廃棄物の処理実績についてですが、冒頭、環境省等からの御挨拶もありましたけれども、運転期間が延長になると、処理ができてない、新たに掘り起こされたコンデンサー類等を処理するということですが、その場合の廃棄物の処理計画、特に他事業所との連携というか、その辺は大丈夫なんでしょうか。

（大阪市） 1 つ目は、この進捗率が 98.3%ということで、ほかと比べますと、ちょっと数値が低いのではないかとということなんですけども、これが昨年度、令和 2 年度の後半に処理の機器の登録ですとか、処理の委託契約が、ちょっと契約数が増えまして、これはこれまでの掘り起こしの成果と言えそうですけども、掘り起こしの成果とともに、環境省のほうでも、補助制度の拡充といいますか、運搬費についての補助制度も拡充されたという背景もございまして、処理の件数が増えたということが想定されております。

要因としましては、そういったことでちょっと急激に登録数が増えたということで母数が増えた関係で進捗率が下がっているというふうに考えております。

（JESCO） 令和 2 年度につきましては、各自治体様の掘り起こし活動によりまして、かなりコンデンサーを中心に登録が増えております。順次処理を進めさせていただいておりますけども、やはり登録が増えますと、率としては少し下がるというような傾向があるというところかと思えます。

続きまして、二つ目の御質問の回答でございますが、5 ページ、表の 6 のところで運転廃棄物の処理の実績、計画的に処理を進めさせていただくというところにつきまして、確かに処理、今後出てくるものの処理等々を含めましての処理期間につきましてのお話がありますので、そういった決まりました計画、処理させていただけるような期間等々決まりましたら、それに基づきまして、この運転廃棄物の処理の計画につきましても、他事業所と連携してしっかり進めたいという

ふうには考えてございます。

(外部有識者) 18 ページのヒヤリハットに関連して、少し教えてください。

表 15 では、ヒヤリハットもキガカリも、令和 2 年、3 年と件数が減っているように思われるんですが、その申告自体が、その作業量が、前のを見ていると、そんなに減っているわけではないのですが、提出が少なくなっているような気がしたので、それはなぜかということです。

もう一つは、図 6 のほうの、特にヒヤリハットのほうの件数の内訳で、うちの手元にちょうど令和元年のほうの件数の内訳があって、ちょっと比較してみたんですが、割合としては、破損の割合が非常に増えているような気がするんですが、これは機械の老朽化とか何かが原因となっているのかどうか、その辺りをお願いいたします。

(J E S C O) まず一つ目が、ヒヤリハット・キガカリの件数が今年度減っているというのではないかということでございます。昨年度までと比較いたしまして、若干やはり減っている傾向もあろうかと思いますが、いつもこの 8 月から 9 月にかけて、点検作業、1 か月間点検に努めておりますけども、点検後に 10 月、11 月ぐらいに提出される件数が増えるという傾向はございますけれども、これまで 1 件ごとにヒヤリハット、改善を進めてきた効果といったようなことも考えられるということもございますし、この点検後の一、二か月の提出状況も確認させていただきたいというふうには思っております。

もう一つヒヤリハットでございますかね、2 年前と比べて破損が増えているのではないかということだったかと思えますけれども。

(外部有識者) 件数は全体として減っているのに減っていますが、割合的に増えていることをどんなふうにとらえたらいいかということなんですが。

(J E S C O) 出されておりますヒヤリハットの破損でございますけれども、少し操作上の不注意によってもヒヤリハットもございますし、あとは経年劣化等々によりまして、若干閉めてあった部分の緩み等々が出ているのではないかといったような内容での破損、そういったものもありまして、特段この 2 年で大きく変わったといったようなことは起こっていないという状況でございます。

(外部有識者) 先ほどのヒヤリハット・キガカリなんですけども、これコロナ禍と関係していることはないのかなと、1 つちょっと思ったんですけど、あと、操業状況とですね。それと例年ですけども、作業従事者の血液検査に関しても今年度も実施予定なんではないでしょうか、その 2 点ちょっとお聞きしたいと思います。

(J E S C O) ヒヤリハットで出てきている内容について新型コロナとの関係でございますが、一件一件出していただいているものの内容を確認して

おりますが、新型コロナに基づいてのキガカリといったようなものは出てきておりません。あと、健康管理の問題でございます。採血については、今年度も実施してございまして、現場で働いている作業員の方に御協力いただきまして、採血をさせていただいておりますが、現在、速報がまだ出たレベルといったところで、今その取りまとめ作業中でございまして、次回の監視部会におきまして、内容については、御報告をさせていただきたいというふうに考えております。そういった取組については、継続して取り組んでいるというところでございます。

(外部有識者) 2点ありまして、1点は22ページの7の処理手間物・困難物ですけれども、計画的に処理されているという御報告でしたけれども、今後、新たにその処理手間物とか困難物というのは発生しないのかどうか、現在登録されているものの中でそういうものが入っていないということかよいのかどうかというのを教えてくださいというのが1点です。

それと2点目は、資料の1-2の長期保全計画のところ御説明がなかった点で1点質問したいんですけれども、運転延長ということもあります、このモニタリング関係の設備とか、あるいはそのPCB濃度を測る分析装置とかという関係については、特に長期保全の関係から、あと二、三年運転を延長しても、特に対応する必要はないのかどうかということをお願いいたします。

(JESCO) 1点目が処理手間物・困難物といったものの今後新規の発生はということかと思っておりますけれども、現在登録されているものにつきましては、性状等々確認は終えておりますので、処理に特別、時間のかかるものが大量に登録されているといったことはございません。現在、御説明しました、23ページのほうで御説明した油抜きといったものが若干時間があるかなというところだけかと思ってございます。

(JESCO) モニタリングと分析装置ということはこの長期保全の枠ではなくて、定期点検の枠で枠取りをして毎年点検をしております。長期保全というのは、予防保全と事後保全というところを目的とした枠になっております。分析装置とモニタリングについては、毎年しっかり実施しているという認識で考えていただければと思います。

(外部有識者) 20ページの営業活動の掘り起こし調査なんですけれども、469保管者に対して7%が未登録ということで、今年度中に処理しないといけないんですけれども、実際のところ、これ見通しはどのような感じでしょうか、ちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

(JESCO) 今まだ93%の進捗状況ではございますけれども、最終段階で、今、自

治体様が最終の確認を取っていただいておりますので、その中には、残念ながらどうしても連絡が取れないというようなところも一部出てくるかもしれませんが、本年度中には、全て残っている部分も決着をつけるというような形で動いてございます。

②本市から環境モニタリング調査について説明を行い意見等はなかった。

③環境省から高濃度 PCB 廃棄物の今後の処理方針（資料 3－1、資料 3－2）及び PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組について（資料 3－3）説明を行い次の意見があった。

〈意見等の概要〉

（外部有識者） 資料の 3-3 の御説明でちょっとよく分からなかったんですが、最終通知発出数と通知数というのはどういう方々に送っておられるのかということを説明していただけますでしょうか。

（環境省） 最終通知者に関しては、この一番左の調査対象事業者数の中で、現在も建物が存在し調査票が届いた回答件数 11 万 3,944 の事業者の中で回答いただけなかった事業者が合計で 2 万 381 事業者あるということになります。同じように、安定器のほうもこの 31 万 6,422 という調査対象に対して、回答件数が 21 万 8,152 になってしまっておりますけれども、この 21 万 8,152 の中で回答をいただけなかった方たちが 7 万 979 あるという方で、その方がこの最終通知を送った数になってございます。

（外部有識者） そしたらその最終通知の左側の未回答事業者数がゼロというのはどういうことになるんですかね。今のお話だったら、回答してもらっていない、返事なかった人に送っているというお話になるんでしょう。

（環境省） 確かにこの未回答と書いてちょっと分かりにくいので申し訳ありません。未回答事業者がゼロというのは調査の整理としてゼロとしているものであり、実際には最終通知の発出数と未回答者数は同じ意味になります。申し訳ありません。掘り起こしを行って、掘り起こし調査の調査票をお送りして回答を得られた人たちと、この最終通知を送ったというのは、足したら、この調査対象事業者で、かつ住所がある人になります。申し訳ありません。最終通知数というのは、実際回答を得られなかった人の数というのが正確な表現になります。

（外部有識者） 処理期限の延長ということで、これは環境省さんじゃなくて大阪市さんになると思うんですけど、近隣住民への説明をこれからしないといけないかと思うんですけど、計画のほうはどういうふうにされるのでしょうか。

それともう 1 つ、細かい話なんですけども、資料の 3-1 の 6 ページ目ですかね、変圧器、コンデンサー等は、北九州事業所は既に終わ

っているのです、これは北九州事業所以外の事業所について処理を継続させるというふうに理解でよろしいんですよね。新たに北九州でもう一度、もう1回戻すということはないと思うんですけど、文章上の問題かなと思います。

(大阪市)

1点目の御質問につきまして、JESCO 事業所の立地自治体としましては、計画的処理完了期限をもって JESCO の事業を終了することがまず基本というふうに考えておりますことから、まずは関係自治体や JESCO の皆様には期限内の処理の完了に向けまして取組を引き続き進めていただきたいというふうに考えております。しかしながら、先ほど環境省さんからの御報告ありましたとおり、期限内の処理が難しいものがありまして、期限後も新たに見つかるケースがあるということでございますので、環境省から本市に対しまして、先般検討要請があったということでございます。

今後、大阪市としまして、説明会を地元のほうにさせていただきたいということで、今、環境省のほうにも求めておりまして。といいますのも、JESCO 大阪の事業につきましては、地元の此花区民の皆様をはじめ、皆さんの御理解、御協力がなければ成り立たない事業でございますので、地元の皆さんもはじめまして、市民、事業者に対しての説明会をしていただくということで、今、環境省と調整をしているところでございまして、一定、今、めどとしましては、11月の半ばぐらいをめどに説明会をするように調整しておるところでございます。大阪市としましては、こうした説明会での御意見等も踏まえまして、今後の環境省からの要請内容についての対応について検討を行っていききたいというふうに考えております。

(環境省)

2点目で、要請を変圧器、コンデンサー等についての継続の要請ですけど、これは北九州市には御指摘のように行ってございません。北九州市については、安定器、汚染物等の処理の2年継続を要請したのみでございます。ほかの4自治体に対して、変圧器、コンデンサー等については、この準備期間を活用した事業継続というのをお願いしたという状況でございます。

(外部有識者)

先ほどの住民の方々の説明会をというお話があったんですが、その広報というか、どういう人たちにして、どんな形で呼びかけるのかというのがよく分からなかったのです、すごく気になりました。此花区の人たちだけでいいのか、もう少し幅広く御説明会に参加する機会があるのか、その辺りのことはどんなふうに考えておられますでしょうか。

(環境省)

説明会の場を設けてというのは、今、御指摘いただきました、既に大阪市さんからもご回答いただきましたように、そういう機会が我々

に必要だろうと思ってございます。地元の此花区の方々を中心にと
うことで今予定してございますが、どういう範囲でお呼びかけをする
かということも含めて、今日いただいた御指摘も含めて、よく検討し
て、御関心がある方に来ていただけるような方法を検討していきたい
というふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

(大阪市) ただいまの御質問につきまして、まさに今、環境省と調整している
ところでございまして、例えば地元の方に対しましては、区の広報を
通じて御案内するとか、あるいは私ども環境局のホームページで一般
の方に、事業者の方に対しても御案内しようかというふうに考えてい
るところでございまして、できるだけ此花区民ほか、市民、事業者の
方にも広く周知をしていきたいというふうに今考えているところで
ございます。

(外部有識者) できるだけ広く報告していただければと思いますので。

(大阪市) 御指摘、ありがとうございます。

(外部有識者) 北九州エリアで見つかったコンデンサー等を大阪と豊田で処理と
いうことなんですけれども、これはどういうものを大阪でして、どれ
を豊田ですとか、あるいは配分とか、その辺りは決まっているんで
しょうか。

(環境省) これからよく調整をさせていただきたいと思います。1つのアイデ
アとしては、この北九州事業エリアには17県ございますので、そこ
をエリアで分けて、双方の事業所でできるだけ均等な負担になるよう
な形で、地域で分けて搬入するというような案で各地元と御相談して
いきたいというふうに思っております。

(外部有識者) 1点ちょっと教えてほしいんですけれども、期限が延長になるとい
うことなんですけれども、最終的に行政代執行とかも考慮しないとい
けないこともあるかと思うんですけれども、この行政代執行、もしす
るとすると、どのぐらいの時期を予定していらっしゃるのかというの
をちょっと教えていただけたらと思いますが。

(環境省) 制度論をまず申し上げますと、処分期間は今年の3月で大阪事業エ
リアについては、終わっておりまして、今年度が最後の1年だとい
うことで、ここで御協力を得られない方については、代執行を行って
いく期間に既に入っております。ただ、いろんな事情で、これは事
業者の事情もあるし、それから各自治体の事情もございまして、
いろんな事務負担なり、経費負担の問題等もございまして、必ず
しもこの1年で終わらなければ、来年以降にずれ込むことも予想さ
れますし、また、新たな機器が来年以降出てきた場合は、その処理
に応じていただかなければ、その後、代執行を検討する必要がある
ということで、令和4年度、5年度についても、それなりの数が出てくる

んじゃないかなというふうには見込んでございます。

(大阪市) 確認なんですけど、現在見つかっておるものについては、基本的には期限までに処理をするように代執行の措置を講じていくということで、来年度以降、もし新たに、来年度以降新たに見つかったものについては、その時点での判断のもと、代執行を措置していくというふうな御説明ということでよろしいでしょうか。

(環境省) そういう原則で対応してまいります。

(外部有識者) 代執行されるのはいいんですが、使用中の機器なんかも代執行なんて、そう簡単にできないと思うんですけども、その辺はあまり強制的にやられるという強い意思が環境省さんにあるというふうに伺ってよろしいんですか。

(環境省) これはもう PCB 特措法を平成 28 年に改正をして、もうこの期限までに処理をするということが、それぞれ保管事業者様の義務になりましたので、それは使用中の機器も含めてという、法制度はそういうことになってございます。これを厳格に執行するということで、各自治体さんの協力が不可欠なんですけれども、しっかりやってくださいということを徹底していきたいと思っております。

6 会議資料

- 資料 1－1 大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について
- 資料 1－2 大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて
- 資料 2 令和 3 年度環境モニタリング調査について
- 資料 3－1 高濃度 PCB 廃棄物の今後の処理方針
- 資料 3－2 中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の継続及び処理対象物について（環境省検討要請文）
- 資料 3－3 PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組

第 15 回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会出席者名簿

府県市名	所 属	職 名	氏 名
大阪市 (事務局)	環境局環境管理部環境管理課 産業廃棄物規制担当	部 長	松井 年徳
		課 長	谷野 寛
		課長代理	棚橋 良平
		係 長	深瀬 勝己
		係 員	小山 勝也